

黄金学校同窓会規約

- 第 1 条 本会は黄金学校同窓会と称し、事務局を黄金小学校内に置く。
- 第 2 条 本会は黄金学校並びに谷定小学校出身者、及び黄金地区に居住し本会の趣旨に賛同する者を以て組織する。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の教育の進展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会に次の役員を置く。
1) 会 長 1名 2) 副会長 2名 3) 委 員 若干名
4) 幹 事 若干名
- 第 5 条 本会に顧問を置くことができる。
- 第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は之を代理する。
3 委員は、会長の諮問にあたる。
4 幹事は、会務を処理する。
- 第 7 条 役員の仕事は 2 カ年とする。但し再任は妨げない。補欠就任の場合は、その残留期間とする。
- 第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1 会長・副会長は役員会で選出する。
2 委員は、住民会長会、地区代表者、42才組、60才組、70才組とする。
3 幹事は会長が委嘱する。
4 顧問は総会で会長之を委嘱する。
- 第 9 条 本会に次の機関を置く。
1 総 会 2 役員会
- 第10条 総会は、毎年 1 回開催する。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。総会は次のことを承認する。
1 本会の規約の制定と改正
2 決算・予算
3 会長・副会長
4 その他重要事項
- 第 11 条 役員会は第 8 条を以て構成し、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議執行にあたる。
1 本会の規約の制定と改正の審議
2 予算・決算の審議
3 役員の仕事の審議
4 その他重要事項の審議
- 第12条 本会の会計は、学区内の世帯から負担金及び寄付金、その他の収入を以て充てる。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日から、翌年3月31日までとする。
- 第14条 本会に次の簿冊を置く。
1) 本会規約 2) 役員名簿 3) 会計簿 4) 会議録
5) 事業記録 6) その他必要な簿冊

附 則

- 1 この規約は、平成 5 年 8 月 2 2 日より施行する。
- 2 この規約は、平成 1 5 年 8 月 1 7 日より施行する。
- 3 この規約は、平成 2 1 年 7 月 1 5 日より施行する。